

保育所等の職員による虐待を発見した場合は 通報義務があります

ID 0305233

児童福祉法等が改正され、保育所等において虐待を受けたと思われるこどもを発見した方への通報義務の規定が新たに設けられました。

保育所や幼稚園などで、施設職員によるこどもへの虐待が発生した場合や虐待の疑いがある場合は通報をお願いします。通報者の秘密は守られます。

虐待の例

- ①身体的虐待** こどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待** こどもにわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待** こどもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他こどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ネグレクト** こどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、①～③に掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。

通報先

施設類型	窓口	電話番号	メールアドレス
保育所 幼保連携型認定こども園	県子育て支援課 施設認可・保育人材確保グループ	052-954-6248	
認可外保育施設	県子育て支援課 施設指導グループ	052-954-6636	kosodate@pref.aichi.lg.jp
一時預かり事業 病児保育事業	県子育て支援課 子育て給付グループ	052-954-6282	
児童館	県子育て支援課 管理・施設グループ	052-954-6625	
小規模保育事業 子育て短期支援事業 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	こども政策推進室	66-1230	kodomo2525@city.gamagori.lg.jp

こども政策推進室 ☎ 66-1230

HOUSE DO

- 仲介 買取による売却
- ハウス・リースバック
- 買取保証仲介

不動産売却

ハウスドウ 蒲郡 / (株)夢のおてつだい
〒443-0045 愛知県蒲郡市旭町 11-12

☎ 0120-19-1834



無料査定
実施中

